

富士市くらし応援デジタル商品券配布事業業務委託に係るプロポーザル参加表明に関する回答

No	実施要領等 ページ 番号	質問事項	回答内容
1	仕様書 P 1 4 (1)	基準日令和 8 年 1 月 1 日時点での世帯数を教えていただけますでしょうか。	令和 8 年 1 月 1 日時点の世帯数は、112,968 世帯です。
2	仕様書 P 2 4 (2)	紙商品券の交換窓口（市内最大 7 か所）は富士市様にて施設利用申請等の手配を頂けるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 P 4 5 (3) ②	土日祝日に、コールセンターから富士市様へのエスカレーションは可能でしょうか。	現時点では、土日祝日に、コールセンターから当市へのエスカレーションは想定しておりません。
4	仕様書 P 5 5 (4) ⑧	利用者情報とは具体的にどのような情報を指しますでしょうか。マスタ項目によってはデータ加工を必要とする場合があります。 例えば、氏名・生年月日・クーポン ID・利用金額・利用店舗・利用日時などが、1 つのマスタとして管理できているものをイメージされていますでしょうか。	住所、氏名、生年月日、クーポン ID・利用金額・利用店舗・利用日時などを想定しております。
5	仕様書 P 5 5 (4) ⑪	LINE のリッチメニューから遷移するため、システムに到達した時点でユーザーは友だち登録をされていますが、そのうえでシステム内でさらに友だち登録を促す仕組みを用意するという認識でしょうか。	富士市公式 LINE リッチメニューからシステムに遷移して商品券を使用していただきますので、そこから更に仕組みを用意する必要はありません。

No.	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答内容
6	仕様書P 5 5 (4) ⑯	アンケートの回数は1回でしょうか。	1回を想定しております。
7	仕様書P 6 5 (5)	③本市が指定する施設に交換場所を開設し、交換希望者にデジタル商品券の発行履歴が無いことを確認した上で、交換希望者の引換券を回収し、紙の商品券を交付する。となっているが、交換場所での確認ではなく、事前に交換有無を確認したうえで、紙券交換券を送付する。などといった対応でも可能か。	基本的には、交換場所での確認を想定していますが、他により良い手法があれば、ご提案していただければと考えております。
8	仕様書P 6 5 (5)	紙券の製造仕様として、必須となるセキュリティ要件はありますでしょうか。	特定した要件はありませんが、複製等が行えないよう一定のセキュリティ対策をしてください。
9	仕様書P 6 5 (6) ②	登録店に配布する店舗募集チラシはどのような目的を想定されていますか。枚数は3,000枚となっていますが各店舗への配布は1枚ずつで、残りは別の場所にお届けでよろしいでしょうか。	登録店募集チラシは、登録店になつていただくために、登録前の店舗に配布するためのチラシになります。そのため、各登録店舗1部は誤りであり、登録店舗の候補となる店舗への配布や公共施設等における配架用となります。
10	仕様書P 6 5 (8)	参加店舗への振り込みに関しては振込回数の目安はありますでしょうか。	月1回以上を想定しております。

No	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答内容
1 1	仕様書について	富士市様にて、本事業の Web サイト開設は予定されているでしょうか。	市ウェブサイト内に本事業のページを作成する予定です。
1 2	参加表明申請書について	社名記載欄に社判の捺印は必要でしょうか。	特に必要はありません。
1 3	仕様書 P 2 4 (2)	市内最大 7 か所の交換窓口は富士市からの無償にて貸与をして頂けますでしょうか。窓口の開設時間、富士市が想定する窓口人数をご教示ください。	紙商品券の交換窓口は、当市で確保いたします。窓口時間は、10 時から 19 時、窓口人数は 2 人または 3 人を想定しております。
1 4	仕様書 P 4 5 (2)	引換券は圧着ハガキとありますが、ハガキの詳細な仕様をご教示ください。	特段の指定はありません。必要事項が記載され、内容が見やすいものであれば問題ありません。
1 5	仕様書 P 6 5 (5)	完全な紙ではなく、QR コード付商品券といった仕様でもよろしいでしょうか。	基本的には、紙の商品券を想定していますが、以下の条件を満たすご提案を可といたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 円ごとの商品券を作成すること。 ・ 複製等が行えないようセキュリティを設けること。 ・ スマートフォンを所有していない市民でも使用できること。 ・ QR コードの読み取り機材を持たない店舗でも使用できること。

No.	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答内容
16	仕様書P3 5 (1)	富士市内に設置する必要はございますでしょうか。	トラブル等に対する迅速な対応など、業務上支障がなければ、富士市内に事務局を設置する必要はありません。
17	仕様書P6 5 (6)④	登録店舗に関する説明会等を3回以上実施することとあります。登録店舗用の説明会場として、富士市からの無償にて貸与をして頂けますでしょうか。	空き状況により、当市の施設を貸与することが可能です。当市の施設以外での開催を希望する場合は、事業者様の方で会場の確保をお願いいたします。
18	仕様書P1 4 (1)	「富士市LINEリッチメニューからシステムに遷移し、上記利用期間に各登録店に設置する専用QRコードを読み取って会計金額を入力することで商品券を利用する。」上記の内容について、LINEYAHOO社に受託会社が委託する内容・業務はございますでしょうか。	市のLINEリッチメニューに事業者様の用意するシステムへのURLを貼りつけるため、事業者様からLINEYAHOO社に委託する業務は想定しておりません。